

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

### 1 取組の概要

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものである。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っている。

### 2 主な成果

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮したほか、排水路の底土を残すことで、既存の野生生物等の生息空間に配慮を行った。

### 3 今後の方針

農業の用排水に係る施設は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景観保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。安定的な営農の継続や維持管理費の低減、湛水防除等、地区ごとの課題を解決するため、計画的な保全対策を実施していく。

### 4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

### 5 事業一覧

別表－2のとおり

別表2

個別評価事業一覧

事業年度：令和4年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	かんがい排水事業 荒川中部左幹線地区	施工段階	10	8	80.0	4
2	かんがい排水事業 荒川中部右幹線地区	施工段階	10	8	80.0	4
3	かんがい排水事業 中条星宮地区	施工段階	18	18	100	5
4	かんがい排水事業 手子堰地区	施工段階	11	9	81.8	4
5	防災減災事業 島中領地区	施工段階	13	11	84.6	4
6	農地防災事業 稻荷木落3期地区	施工段階	13	11	84.6	4
7	かんがい排水事業 九尺排水機場地区	施工段階	9	9	100	5
8	農地防災事業 権現堂3期地区	施工段階	10	10	100	5
	合計		94	84		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	かんがい排水事業荒川中部左幹線地区
事業の規模	用水路補修等 1式	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成26年度～令和8年度	段階	施工段階
事業の概要：  基幹的農業水利施設は、国営荒川中部土地改良事業（昭和34年度～昭和41年度）等により造成されたが、老朽化や劣化による漏水が発生し、農業経営の支障となっている。畑作経営の体質強化等を図るため、農業用施設の改修と新設整備を行う。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・工事資材の運搬においては、最小限の台数となるよう効率的な輸送を心掛けた。
- ・コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・アスファルト切断の濁水は、全量回収し処理場へ運搬処分を行なった。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（荒川中部左幹線地区）
-----	---------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2 蓄電池等の導入を図る。	—	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	—	
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進		該当	実施

個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

## 基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
	1	水質等の保全を図る。	—	

個別事項	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
	基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
10	8

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
80.0%

**【総合評価の評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	かんがい排水事業荒川中部右幹線地区
事業の規模	揚水機場補修等 1式	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成26年度～令和8年度	段階	施工段階
事業の概要：  基幹的農業水利施設は、国営荒川中部土地改良事業（昭和34年度～昭和41年度）等により造成されたが、老朽化や劣化による漏水が発生し、農業経営の支障となっている。畑作経営の体質強化等を図るため、農業用施設の改修と新設整備を行う。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・工事資材の運搬においては、最小限の台数となるよう効率的な輸送を心掛けた。
- ・コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（荒川中部右幹線地区）
-----	---------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2 蓄電池等の導入を図る。	—	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	—	
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進		該当	実施

個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

## 基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
	1	水質等の保全を図る。	—	

個別事項	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
	基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
10	8

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
80.0%

**【総合評価の評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	かんがい排水事業（中条星宮地区）
事業の規模	揚水機場5箇所、地下水機場8箇所 中央管理所1箇所、取水堰3箇所	実施場所	熊谷市地内
計画期間	R2～R6	段階	施工段階

## 事業の概要：

施設造成後約40年が経過し、ポンプや電気設備の経年劣化や耐用年数超過による維持管理費の増嵩、交換部品の入手困難による機能不全の恐れがあるため、計画的な保全対策により施設の長寿命化を図る。

※別表1を添付する。

総合評価 5

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

家屋等が隣接する際は、工事中の騒音・振動に配慮し、原則、低騒音低振動型機械での施工とした。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業 中条星宮地区
-----	-----------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2 蓄電池等の導入を図る。	—	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	—	
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
18	18

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

**【総合評価の評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 手子堰地区
事業の規模	ゲート施設 一式	実施場所	加須市
計画期間	令和3年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 手子堰は昭和3～16年の県営用排水幹線改良事業「羽生領地区」で昭和8年に造成され、以来80年以上が経過している。 ゲート設備については過去に整備補修を行っているが、コンクリート部分については本格的な整備は行われておらず、磨耗や欠損、ひび割れが顕著になっており、機能保全計画に基づき予防保全対策を実施することにより、施設全体の機能を回復し、施設の長寿命化を図る。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

### 特に配慮した事項

施工にあたり、バックホウなどの建設機械は排出ガス対策型を採用し、かつアイドリングストップにより極力大気に排出される窒素酸化物、炭化水素等の排出を抑制し、大気汚染防止に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 手子堰地区
-----	------------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2 蓄電池等の導入を図る。	—	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	○	✓
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	—	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
11	9

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
81.8%

**【総合評価の評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（特定農業用管水路等特別 対策事業） 島中領地区
事業の規模	管水路工事 L=10.9km	実施場所	久喜市、幸手市
計画期間	平成26年度～令和8年度	段階	施工段階

事業の概要：

本地区の管水路は農業用水路として昭和47年度に埋設された石綿管である。敷設後40年以上経過し、漏水の発生等維持管理に苦慮する状況である。大震災が起きた際には石綿管の破損により隣接するガス管、水道管、鉄道等ライフラインに影響を及ぼすことが懸念される。よって、石綿管を含有しない製品に代替し、地区内の農業者の健康保持と農業生産の安定性を図るものである。

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

石綿管撤去にあたっては、アスベスト対応マニュアルに従い施工を行っている。  
重機械の振動、騒音防止のため、早朝及び夜間の作業を避けて施工を行っている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

石綿管撤去にあたっては、アスベスト対応マニュアルに従い引続き適切に施工を行う。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）島中領地区
-----	------------------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2 蓄電池等の導入を図る。	—	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	○	✓
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
13	11

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
84.6%

**【総合評価の評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業 稲荷木落 3 期地区
事業の規模	排水路整備 L=853m	実施場所	久喜市及び加須市地内
計画期間	平成29～令和4年度	段階	施工段階

事業の概要：

本地区は、加須市（旧大利根町）と久喜市（旧栗橋町）にまたがる中川低地に位置しており、一級河川「中川」の北岸に広がる水田地帯です。

本地区は、昭和 4 0 年代に行われた地下水の汲み上げによる急激な地盤沈下や農地の開発による流域開発が行われたことで、排水量の増加による湛水被害が生じていました。

本事業では、この地域の幹線排水路である稲荷木落排水路を改修することにより、湛水被害の未然防止を図ることを目的としています。

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工事においては排水路の底土を残すことで、既存の野生生物等の生息空間に配慮を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

引き続き上流区間においても、既存の野生生物への配慮を行う必要がある。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業 稲荷木落3期地区
-----	-----------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2 蓄電池等の導入を図る。	—	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	—	
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	○	✓
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
13	11

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
84.6%

**【総合評価の評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策） （九尺排水機場地区）
事業の規模	排水機場保全対策 1式	実施場所	北葛飾郡松伏町
計画期間	平成30年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 九尺排水機場は造成から20年以上が経過し、施設の経年劣化が見られる。地域の排水機能を維持し、安定的な営農を継続するため排水機場の早急な保全対策を実施する。  事業量 排水機場補修 1式 受益面積 285.6ha			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

・施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策） 九尺排水機場地区
-----	---------------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	-	
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	-	
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	-	
	2 蓄電池等の導入を図る。	-	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	-	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	-	
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	-	
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	-	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	-	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	-	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	-	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	-	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	-	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	-	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	-	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	-	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	-	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	-	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	-	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	-	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	-	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	-	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	-	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	-	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	-	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	-	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	-	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	-	
	5	都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	-	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	-	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	-	

合計	
(a)	(b)
9	9

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

**【総合評価の評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業(権現堂3期地区)
事業の規模	980.6ha	実施場所	春日部市、幸手市、北葛飾郡杉戸町
計画期間	平成29年度～令和8年度	段階	施工段階
事業の概要： 用水路の地盤沈下により、流加能力が造成当時よりも大幅に低下しているため、本事業で用水路の整備を行う。  事業量 全面改修 1.6km、部分改修 3.4km 受益面積 980.6ha			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

用水路の一部区間において旧水路の基礎杭を撤去せず新設水路の基礎として使用し、建設副産物の再利用を図った。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業（権現堂3期地区）
-----	-----------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施
個別事項	1 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	-	
	2 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	-	
	3 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	-	

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施
個別事項	1 再生可能エネルギーの活用を図る。	-	
	2 蓄電池等の導入を図る。	-	
	3 コージェネレーションの導入を図る。	-	
	4 エネルギーの効率的利用を図る。	-	
	5 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6 交通流の整序化を図る。	-	
	7 TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	-	
	8 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	-	
	9 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	-	
	10 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	-	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	-	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	-	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	-	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	-	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	-	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	-	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	-	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	-	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	-	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	-	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	-	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	-	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	-	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	-	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	-	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	○	✓
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	-	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	-	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	-	

合計	
(a)	(b)
10	10

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

**【総合評価の評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。